

# 計 画 の 基 本 理 念

## 【交通事故のない社会を目指して】

急速な人口減少と高齢化が進行する中、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、町民全ての願いである安全で安心して暮らすことができ、移動することができる社会を実現することが極めて重要です。

今なお交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であることから、今後も更なる対策が必要です。

また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失等をも勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指すべきであります。言うまでもなく、交通事故のない社会の実現は一朝一夕にできるものではありませんが、交通事故被害者の存在に思いを致し、悲惨な交通事故の根絶に向けて、更なる一步を踏み出さなければならなりません。

## 【人優先の交通安全思想】

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者等の安全を確保するとともに、全ての交通については、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保する必要がある、交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもあります。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していく必要があります。

## 【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

道路交通については、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図ることが、喫緊の課題です。

また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生じる課題に向き合う必要があります。

全ての交通の分野で、高齢化の進展に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となり、高齢となっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、年齢障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる社会を構築することを目指します。

## 1 交通社会を構成する要素

本計画においては、前記の観点から、道路交通において計画期間内に達成すべき目標を設定するとともに、その実現を図るために講ずべき施策を明らかにしていきます。

具体的には、①交通社会を構成する人間、②車両が原因となる事故の防止、③それらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、相互の関連を考慮しながら、これを情報発信することなどにより、町民一人ひとりの理解と協力の下、施策の推進を図ります。

第1に、交通社会を構成する人間に係る安全対策については、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底等を図り、かつ、歩行者等に対する交通安全意識の徹底、指導の強化等を図ります。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自らの交通安全意識を改革していくことが極めて重要であることから、普及啓発活動を充実させます。

第2に、車両が原因となる事故の防止に係る対策としては、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、必要な検査・点検、それらにかかる教室等を実施できる体制を一層充実させるとともに、点検整備等の必要性も合わせた安全対策の普及啓発を推進します。

第3に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実を図るとともに、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、道路交通においては、幹線道路、生活道路、商店街、通学路等の歩道整備を推進します。

さらに、交通事故防止のためには、関係機関・団体等の緊密な連携のもとに施策を推進する必要があることから町民参加型・協働型の交通安全施策を推進するものです。

## 2 効果的・効率的な対策の推進

交通安全対策については、厳しい財政事情を踏まえつつ、交通安全を確保することが必要であり、少ない予算で最大限の効果を挙げることができるよう取り組みます。

また、交通安全に関する施策は、交通事故状況等の変化に応じて弾力的に推進するとともに、その効果を検証し見直し、改善するなど、重点的かつ効果的に実施します。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有していることから、公共交通機関の活用による自動車の効率的な利用等を視野に入れた取組を行っていくほか、地震や洪水等に対する防災及び感染症による影響を踏まえた安全対策を講じます。